

鰯ヶ沢町立学校における働き方改革プラン

(案)

(令和8年度～令和10年度)

鰯ヶ沢町教育委員会

令和 8 年 月

目 次

はじめに

1 本プランの位置付け	1
(1) 趣旨	
(2) 計画期間	
2 改革の目的・目標	1
(1) 目的	
(2) 数値目標等	
3 教育委員会における取組	3
(1) 働きやすい環境の整備	
(2) 部活動による負担を軽減するための方策	
(3) 成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策	
(4) 外部対応による負担を軽減するための方策	
4 学校における取組	5
(1) 働きやすい環境の整備	
(2) 部活動による負担を軽減するための方策	
(3) 会議・打合せを効率化するための方策	
(4) 成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策	
(5) 学校行事の負担を軽減するための方策	
(6) 外部対応による負担を軽減するための方策	

はじめに

社会の急激な変化に伴い、学校への期待や役割が増え続け、学校が抱える課題は学習指導にとどまらずより複雑化・困難化しています。その結果として、教職員の長時間勤務や多忙化の状況が全国的に明らかになっています。

このような厳しい時代にあって、子どもたちは、自分の未来の可能性を見い出すとともに、多様な社会変化を乗り越えていく力を身に付けていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、学習指導要領の改訂時における円滑な実施や、質の高い学校教育を持続するため、「学校における働き方改革」が全国的に進められています。教育職員のこれまでの働き方を見直し、日々の生活の質の向上や自己の研鑽により、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに必要な指導を持続的に行うことができる状況を作り出すため、適正な業務分担や必要な環境整備など、長時間勤務是正に向けた取組の推進が求められています。

このため、教育委員会では、「鰯ヶ沢町立学校における働き方改革プラン」を策定し、学校・家庭・地域と連携しながら教職員の心身の健康保持と学校教育の質の向上に努めるとともに、当町の学校教育の基本方針である「ふるさとに愛着と誇りをもち、未来を展望する人財の育成」を推進して参ります。

1 本プランの位置付け

(1) 趣旨

学校の働き方改革プランは、教職員の長時間労働是正、心身の健康保持、教育の質向上を図るため、業務削減・効率化、部活動改革、ICT活用、外部人材の導入を進める取組みです。そこで、中央教育審議会の「学校における働き方改革」に係る答申や、文部科学省が告示として公示した指針、青森県教育委員会が策定した「学校における働き方改革プラン」を踏まえ、鰹ヶ沢町立小・中学校における教職員の働き方改革を総合的かつ計画的に推進するための基本的方向性および具体的取組を示すものとします。

(2) 計画期間

本プランの計画期間は、令和8年度から令和10年度までの3年間とします。なお、社会情勢、国・県の制度改正及び町内学校の状況の変化に応じ、必要に応じて本プランの見直しを行うものとします。

2 改革の目的・目標

(1) 目的

① 教育の質の向上

教職員が児童生徒の教育に必要な業務の適正化を図ることにより、授業改善や児童生徒と向き合う時間を確保し、質の高い教育活動を継続的に提供することを目的とします。

② 教職員の心身の健康保持

教職員の心と体の健康を守ることは、児童生徒の心の安定や学力育成、生徒指導にも影響を及ぼす恐れがあります。長時間勤務による心身の疲労や疾患リスクを解消し、心身ともに健康でいられるため、健康管理・勤務時間を意識した働き方を促進します。

③ 生活と仕事の充実

教職員個々の生活を充実させることは、仕事を充実させる基本となります。教職員がワーク・ライフ・バランスのとれた生活を送ることにより、その人間性及び創造性を高め、働き方改革によって生み出された時間を自己研鑽や余暇に充てることで、個々の人生がより豊かなものになるようにします。

④ 魅力ある職場づくり

教職員の長時間勤務の厳しい実態等を受けて、教職を目指す若者が減少傾向にある中、教職員の働きがい高め優秀な人材を確保することは、非常に重要な課題と言えます。学校における業務の在り方を見直し、業務の削減、効率化及び外部化を計画的に進め、教職を志す若者が増えるような職場を目指します。

(2) 数値目標等

① 対象の範囲

文部科学省指針に基づき、本プランに掲げる措置は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とします。

教育職員：校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員
※事務職員等については、「36協定」における時間外労働の規制が適用されます。

② 具体的な目標

長時間勤務は、疲労が蓄積され、心身の健康を損ねる恐れがあることから、業務量の適切な管理等に係る取組を進めることにより、時間外在校等時間が上限方針で定める月45時間を超える教職員の割合の減少を目指します。

特に、2～6か月の平均時間外在校等時間が月80時間を超える、又は1ヶ月につき100時間を超える長時間勤務は、危険な水準(いわゆる過労死ラインと言われる)であることから、月80時間を超える教職員がゼロになることを目指します。

【原則】 上限時間

時間外在校等時間※1 ①1箇月45時間以内、②1年間360時間以内

【特例】 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情※2により勤務せざるを得ない場合

時間外在校等時間 ①1箇月100時間未満、②1年間720時間以内
月45時間超は年間6箇月以内、複数月平均80時間以内

※1 時間外在校等時間とは、在校等時間の総時間から所定の勤務時間を減じた時間をいう。

※2 「臨時的な特別の事情」とは、例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめ等の指導上の重大事案が発生し児童生徒等に深刻な影響が生じている、又は生じるおそれのある場合などを指すものです。

3 教育委員会における取組

教育委員会では、本プランに掲げる上限時間を達成するため、次の取組について、これまで進めてきた成果や課題を整理し、より効果的に取り組めるよう検討を進め、学校と一体となって実施していきます。

(1) 働きやすい環境の整備

① 教職員の意識改革

ア 教育委員会は、年次休暇の更なる利用促進が図られるよう、年次休暇利用促進の通知等により、これまで以上に学校への周知に努めます。

イ 教育委員会は、休暇の取得を促進するため、毎年度、学校閉庁日の期間を設定するとともに、関係機関等へ周知します。

ウ 教育委員会は、学校等又は個々人の単位で、それぞれ業務改善が図られるよう、業務改善に係る好事例の周知、月1日以上「ノー残業デー」の設定を働きかけるなど、意識の醸成に努めます。

エ 教育委員会は、働きやすい職場環境づくりのため、休暇制度や子育て支援制度について周知し、制度等の一層の理解を深めるよう努めます。

② 教職員の勤務状況の把握の徹底

教育委員会は、学校長など管理職員と連携し、教職員の勤務の状況について、出退勤管理システムを活用した客観的な方法により把握し、教職員の過重労働による健康障害の防止に努めます。

③ 教職員のメンタルヘルス対策の充実

ア 教育委員会は、学校における労働安全衛生管理体制の整備の徹底を図るため、学校で専任した安全衛生推進者と連携し、教職員の健康管理に係る情報提供・情報共有を行います。

イ 教育委員会は、教職員のメンタルヘルス対策を推進するため、全ての学校でストレスチェックを適切に実施することや、必要に応じて医師による面接指導が実施できるよう面接指導体制を引き続き整備します。

ウ 教育委員会は、ハラスメント防止等に関する要綱をもとに、様々なハラスメントの防止や苦情等の相談に対応する体制を整備することで、校務の能率向上及び健全な職場環境の確保に努めます。

④ 地域の人材の有効活用

教育委員会は、学校運営協議会の活用を支援し、地域の教育力を活用した学校運営の充実を図ります。

⑤ 専門スタッフの活用

教育委員会は、次のような専門スタッフを効果的に配置・活用します。

ア 特別支援教育支援員の配置

イ 部活動指導員の配置を検討

ウ 児童生徒や保護者等への相談活動等に対応するスクールカウンセラーの配置

エ 福祉や医療などの関係機関と学校との連携について助言や支援を行うスクールソーシャルワーカーの速やかな派遣

オ 教員の業務支援のために、県と連携したスクール・サポート・スタッフの全校への配置

(2) 部活動による負担を軽減するための方策

① 部活動の指針の定着等

ア 教育委員会は、クラブチーム等との情報共有を図り、学校の教育活動に支障をきたさないよう連絡調整に努めます。

イ 教育委員会は、「鰯ヶ沢町運動部活動の指針」及び「鰯ヶ沢町文化部活動の指針」等を踏まえ、部活動の適切な運営のための体制を整備し、また、県で示した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針」に沿い、適切な休養日等の設定の定着を図ります。

② 指導者の研修機会の確保 教育委員会は、部活動の顧問の教員を対象とする効果的な指導方法に係る研修等の機会を確保します。

(3) 成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策

① 校務へのICT活用の推進

ア 教育委員会は、利用可能なICTについて情報収集を行い、校務支援に係る電子化を推進します。

イ 教育委員会は、統合型校務支援システムを導入し、県、関係市町と連絡調整を進めます。

ウ 教育委員会は、校務に活用できるICTについての関連研修の実施を支援し、教員の情報活用能力の向上を図ります。

② 調査・報告等の見直し

ア 教育委員会は、学校からの届出及び調査・報告文書について、必要性等を随時検討し、削減に努めます。

イ 教育委員会は、押印の廃止を含め、定めている様式や様々な事務手続の簡略化を進めるとともに、調査方法について、回答様式の電子データ化、回答方法の工夫等をさらに進めます。

ウ 教育委員会は、報告書等を送付する際のかがみ文書を省略するなど、報告の簡略化を進めます。

(4) 外部対応による負担を軽減するための方策

① 校外の会議・研修の見直し

ア 教育委員会がそれぞれ実施している会議・研修会等について、見直しの必要がないか内容を精査します。

イ 教育委員会は、会議への参加に係る移動時間の軽減や、効率化を図るため、オンライン会議システムの活用を推進します。

② 学校訪問指導に係る負担の軽減

教育委員会は、学校訪問に係る学校の業務負担を軽減するため、学校訪問の目的の明確化や訪問時間の短縮等について検討していきます。

③ 夜間・休日等の緊急連絡体制の整備

現在、運用している学校から保護者へ電子メールを一斉送信できるシステムから、教職員が保護者や外部からの問合せ等に対して時間外に対応することがないよう、保護者からも情報伝達も可能で、学校からのお知らせなども電子データで送信できるような新たなシステムの導入を検討します。

④ 学校運営上のトラブルに対応する教職員の負担軽減

ア 教育委員会は、学校運営上のトラブル等が発生した場合に、随時訪問し教職員の相談に適切に対応します。

イ 教育委員会は、家庭への対応や子どもを取り巻く問題に関して、県と連携しスクールロイヤーの活用を図るなど解決に向けた支援を行います。

4 学校における取組

学校においては以下の内容を踏まえ、校長のリーダーシップの下、学校の実情に即した具体的な取組を、校内の意思統一を図りながら主体的・組織的に推進するものとします。

(1) 働きやすい環境の整備

① 教職員の意識改革

ア 職員の年次休暇の計画的利用を推進します。

イ 職員の子どもの学校行事等があったときに職員が年次休暇を取得できるよう配

慮します。

ウ 長期休業期間における年次休暇の積極的利用を推進します。

エ 学校閉庁日を設定します。

オ 個々人の単位で、それぞれ業務改善が図られるよう、業務改善に係る好事例の周知、月1日以上「ノー残業デー」の設定を働きかけるなど、意識の醸成に努めます。

カ 働きやすい職場環境づくりのため、休暇制度や子育て支援制度について周知し、制度等の一層の理解を深めるよう努めます。

② 職員間の信頼関係構築

ア 職員同士のコミュニケーションの向上や風通しのよい職場の実現を図ります。

イ 校内で起こった問題について、職員同士のコミュニケーションをうまく図り、組織として問題を解決する体制を築きます。

ウ 職員が気兼ねなく情報交換や相談できる雰囲気醸成に努めます。

エ ハラスメントを防止し、メンタルヘルスに理解のある職場づくりに努めます。

③ 職員間の業務の平準化

ア 業務運営が効率的、効果的になされるよう、校務分掌等の見直しを行います。

イ 職員の希望を考慮した校務分掌の割振りを行うとともに、職員の勤務状況に応じて業務量が適正になるよう校務分掌の調整を行います。

④ 業務が集中した場合のサポート体制の整備

教頭や主任が連絡調整の窓口となり、担当者をサポートするため、業務が集中する時期に分掌内や他の分掌の職員が協力する体制づくりを進めるなど、担当する業務等についての情報交換を密にし、職員同士の連携を高めます。

⑤ 複数担当制等の工夫

ア 各分掌の主担当・副担当の業務を明確にし、共通理解を図ります。

イ 部活動等における児童生徒引率等の業務について、分担して対応します。

⑥ 弾力的な勤務時間の割振り

修学旅行等の引率業務や、学校の管理下において児童生徒を指導する学習発表会(文化祭)及び運動会(体育祭)等の学校行事・事前準備等において、通常の勤務時間外に業務を行わせる必要がある場合、当該業務に従事する職員の勤務開始・終了時間を調整して割り振るなど、柔軟な勤務時間の割振りを行います。

⑦ 教職員の勤務状況の把握の徹底

教職員の長時間勤務の状況について、出退勤管理システムを活用した客観的な方法により把握し、教職員の過重労働による健康障害の防止に努めます。その際、校長は実際より短い虚偽の時間を記録しないよう教職員に対して指導するものとします。

⑧ 地域の人材の有効活用

ア 学校運営協議会等、地域とともに学校づくりを進める組織を効果的に活用し、学校と地域との連携を推進します。

イ 外部人材(指導者)に対して、活動方針の共通理解を図ります。

ウ 外部人材(指導者)の更なる指導力向上のため、指導者研修会への参加を促します。

(2) 部活動による負担を軽減するための方策

① 部活動数の精選

部活動の意義等を踏まえて、部活動の種目等の精選を行います。

② 活動内容の制限(標準的な活動内容の共通理解)

ア 部活動について、「鯉ヶ沢町運動部活動の指針」及び「鯉ヶ沢町文化部活動の指針」、県が示した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針」等を踏まえた活動内容となるよう、適切な休養日等の設定の定着を図ります。

イ 保護者等に対して、部活動の活動方針や活動計画について説明し共通理解を図ります。

(3) 会議・打合せを効率化するための方策

① 会議等の運営方法の工夫

ア 会議、打合せの必要性を精査し、回数の削減を図ります。

イ 年間計画に位置付ける等、会議の時間帯の割振り等を工夫します。

ウ 会議への出席は必要最小限の人数にするとともに、グループウェア等を活用した情報共有を行い、効率的な運営に努めます。

② 会議等の資料の取扱いの工夫

ア 配布資料は必要最小限とします。

イ 資料を電子データで共有・閲覧できるようにします。

(4) 成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策

① 校務へのICT活用の推進

総合型校務支援システムの導入を受け、事務負担の軽減を図るとともに、ICTの積極的な活用を促します。

② 報告書の様式等の簡素化

学校が独自に定めている様式や様々な事務手続の簡略化を進めます。

③ 教育委員会が実施する調査等への対応

毎年度実施する調査については、回答方法を記録に残す等により、負担の軽減を図ります。

(5) 学校行事の負担を軽減するための方策

① 学校の規模や地域の実情等に見合った行事の見直し

ア 学校や地域の実態に応じて行事を精選するとともに、学校、家庭、地域が連携して対応する体制を構築します。

イ 学校行事に係る指導の在り方等について教職員間で共通理解を図ります。

(6) 外部対応による負担を軽減するための方策

① 夜間・休日等の緊急連絡体制の整備

教職員が保護者や外部からの問合せ等に対して時間外に対応することがないよう、緊急時の連絡先を役場とする連絡体制を活用し、保護者や関係機関等に周知します。

② 学校運営上のトラブルに対応する教職員の負担軽減

学校運営上のトラブル等が発生した場合に、教職員の相談に応じるため、教育委員会と連携のもと、県のスクールロイヤー制度を活用するなど、対応の充実と教職員の負担軽減に努めます。